

笠間市教育情報端末貸付規程 要約

1 貸付について

- ①貸付を受ける者は児童生徒の保護者とします。
- ②貸し出す物品は以下の物品とします。

小学校 1～5 年生、義務教育学校 1～5 年生	小学校 6 年生、義務教育学校 6～9 年生
iPad 1 台	Chromebook (ノート型) 1 台
充電器、充電ケーブル 1 式 (家に保管)	充電器、充電ケーブル 1 式 (家に保管)
キーボードカバー 1 個	タッチペン 1 本
タッチペン 1 本	

- ③上記以外の物品に関しては貸付の対象としません。
- ④児童生徒ごとに貸付にかかる同意書の提出が必要。
- ⑤貸付期間は児童生徒が学校を卒業するまでとします。

2 禁止事項について

- ①端末を第三者に使用させること、又は転貸すること。
- ②端末を売却、分解・改造、廃棄又は故意に破損すること。(なまえシール・保護フィルムの貼付などは可)
- ③端末を学習活動及び学校運営活動以外に使用すること。
- ④端末を使用し、第三者に対し危害を加えること。(著作権・肖像権等権利侵害を含む)
- ⑤端末の貸付の目的に反する行為を行うこと。

3 費用負担について

- ①端末貸付料は無料とします。
- ②家庭での端末充電経費及び家庭でのインターネット接続経費は保護者の負担とします。
- ③故意・重大な過失による端末の破損、故障、紛失等の原状復旧費用は保護者の負担とします。

4 その他事項

- ①修理や交換等で端末を返却する場合、貸付品以外の返却・補償はできかねます。
(保護フィルムやカバーなど上記の貸付品以外の品物)
- ②貸付期間が終了するまでに速やかに端末を返却下さい。
- ③使用者の故意・過失による端末使用により生じた事故や損害について教育委員会及び学校長は賠償の責を負わないこととします。
- ④付属の名札にフルネームで名前を書き、袋上部の部分にリングと共に付けてください。

